

木曾岬干拓地：三重県・愛知県 要望書

木曾岬干拓地整備事業環境影響評価準備書への意見書

意 見 書

平成17年3月17日

- 1 住所 東京都渋谷区初台 1-47-1 小田急西新宿ビル1階
氏名 財団法人日本野鳥の会（会長 柳生 博）
- 2 意見の対象とする方法書の名称
木曾岬干拓地整備事業環境影響評価準備書
- 3 意見及びその理由

標題の準備書について意見及びその理由、提言を申し述べます

1) 事業の必要性について

page2 対象事業の目的

「こうしたことから、三重県は愛知県とともに、検討委員会を設置するなど土地利用の検討を重ねた結果、段階的に整備を進めることとし、干拓地の平坦で広大な空間を生かした余暇活動等が可能な野外体験広場や、建設発生土の有効活用を図るための建設発生土ストックヤードの整備を行なうこととした。」

平成17年2月28日の三重県議会における野呂三重県知事の答弁で、航空産業の拠点化を検討している旨の発言があったように、事業自体の目的が不明確になっている。土地利用計画の根幹が揺らいでおり、事業計画そのものが環境影響評価を行なう段階に達していないと言わざるを得ない。当初の目的であった「農地」の需要がなくなった今、ほんとうに地元の要望が「わんぱく原っぱ」や「冒険広場」、「残土のストックヤード」とはとても考えられない。対象事業の目的にも、この事業が立案された具体的な理由が示されておらず、チュウヒ（絶滅危惧Ⅱ類）が繁殖するような豊かな自然環境を生かした事業計画になっていない。

以下、事業全体を見通して、この地域の自然環境及び地域社会に大きく貢献することを

念頭に意見を述べる。

1-1：対象地の自然環境の重要性に鑑み、「自然再生事業」に変更すべき

過去に失われた生態系などの自然環境を取り戻すことを目的として、開発以前の状態に自然環境を復元することは、今や世界的に実施されており、わが国でも「自然再生推進法」のもとに釧路湿原等で実施されている。

当初の目的である「農地」としての需要がなくなった木曾岬干拓地においては、干潟やヨシ原を再生する自然再生事業として組み直すことが一番ふさわしいものと思われる。

干潟等が再生されることにより、短期的にも永続的にも地元雇用の道が開かれるばかりか、「潮干狩り」などの楽しみ、なによりも子どもたちの自然体験の場として貴重な場所を提供する。自然度が高い干潟が再生されれば、その浄水機能や水産資源涵養機能などにより、伊勢湾奥部の自然再生にも貢献できる。また、多様な生物の生息環境を提供し、ラムサール条約にも登録され、日本ではもちろん世界でも誇ることができる自然再生事業として後世に伝えられるものになると考える。

三重県・愛知県には、自然再生事業のように総合的な価値の高い土地利用方法を視野に入れ、地元のすべての関係者と専門家（自然、経済、教育、水産等）と一緒にオープンに討論できる場を設け、事業計画の見直しについて議論していただきたい。

1-2：干拓地全体の環境影響評価を行なうべき

仮に現在の事業計画を実施するとしても、環境保全のための代償措置としてあげられている保全区の整備は、事業の対象地以外に設置するもので、保全区の扱いが曖昧である。また、今回の事業対象区域及び保全区の設置予定区域以外の扱いも同様に曖昧であり、干拓地全体を環境影響評価の対象とすべきである。

2) チュウヒ 3つがいの繁殖の「回避が困難」と判断した理由について

現在、日本でのチュウヒの繁殖は、当会の調査によれば、北海道以外では、青森県1ヶ所2つがい、石川県1ヶ所10つがい、愛知県2ヶ所2つがい、三重・愛知県境1ヶ所3つがい、岡山県1ヶ所1つがい確認されているのみである。北海道においても全部は把握されていないが数ヶ所程度とのことであり、北海道以外での繁殖地は6ヶ所のうちの1ヶ所ということで非常に貴重な場所である。レッドデータブックで絶滅危惧I B類に掲載されているイヌワシ、クマタカよりも繁殖確認が明らかに少ない。

回避「施設内容の見直し・変更」

「改変場所を変更して営巣地を保全する案についても検討したが、営巣地の確認位置が改変区域の真ん中にあり、土地利用の関係上、改変区域の変更による回避は、困難であると判断した。」

との記載があるが、もともとチュウヒの繁殖を全く考慮していない事業案をもとにしており、事業の必要性との比較考量なしでは回避措置を検討したとは言えない。これらを比較材料に含めた上で、再度具体的な検討をされたい。

3) チュウヒ3つがいの繁殖の「代償措置」が成功したのを確認してから、整備事業を開始すべきである

仮に、代償措置しか環境保全の方法が採れなかったとして、当該事業により木曾岬干拓地でのチュウヒの繁殖（3つがい）について、準備書でいう「代償措置」を実施したとしても、その成否について本準備書で記されているのは「期待される」という記述のみである。さらにこの「代償措置」でさえ、「整備事業と並行して実施される」という手順となっており、「代償」に失敗した場合のことがどこにも明記されていない。これは非常に重大かつ責任放棄の姿勢であると判断せざるを得ない。

「代償措置」は本来、事業に先立って行なうべきである。その上で、「代償措置」の効果測定を行ない、代償に失敗したときの回復の手順について検討して記述すべきである。

p308 表 8.6.3-3 環境保全措置の検討結果の整理（チュウヒ）

「保全区の整備」の「環境保全措置の効果の不確実性の程度」欄

「効果に関わる知見が少なく、保全措置の効果の程度が不明である。」

p378 表 8.9.3-3 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の効果の不確実性の程度

「効果に係わる知見が少なく、保全措置の効果不明である。」

以上をはじめ、準備書では何回も「保全措置の効果不明である」と判断している。

p308 表 8.6.3-3 環境保全措置の検討結果の整理（チュウヒ）

「保全区の整備」の「期間、範囲、条件等」欄

「・工事の開始後～供用後、・干拓地の南側約50ha、・保全区の整備は不明な点が多いため、専門家の指導助言を得ながら実施する」

p307 表 8.6.3-2 環境保全措置の検討結果の検証

チュウヒの行動を観察しながらの工事の実施

「チュウヒの繁殖に対する影響を軽減するために、繁殖期に常時、専門の調査員により、チュウヒの工事に対する反応を観察し、危険な兆候がみられた場合は工事の中断を行う方法の検討を行ったが、工事中止の判断基準の設定や工事との円満な連携は現実的に困難であり、併せて不規則な工事の中断は費用面からも問題があるため、工事行程の配慮による保全を図ることとした。」

p307 表 8.6.3-2 環境保全措置の検討結果の検証

工事工程等の配慮

「保全区として機能するまでの期間、事業実施区域内の営巣地における繁殖活動に配慮するために、繁殖期は営巣地から離れた箇所、非営巣期に営巣地の近傍を施工できるようチュウヒの生活サイクルにあわせ工事工程の調整を図ることとした。」

「保全措置の効果が不明である」と判断しながら、保全措置の効果を確認する前に、並行して事業を実施するというのは明らかな矛盾である。効果が不明なため保全措置に失敗する可能性は十分にあると判断されるのにもかかわらず、整備事業と並行して保全事業を実施する計画になっているが、これでは保全措置に失敗した場合にはもはや取り返しがつかないことになってしまう。この点は、今回の準備書で最も重大な誤りであるので、保全措置に成功したことを確認したのちに整備事業に取りかかるとの変更が必須である。

p307 表 8.6.3-2 環境保全措置の検討結果の検証

代償「保全区の整備」

「施設設備の見直し・変更による保全が無理なため、干拓地内に保全区を設置し、チュウヒの営巣地及び餌場としての機能を高める代償措置を実施することで、現在確認されている3つがいの営巣を目指すものとし、日本におけるチュウヒの生息地として有名な河北潟の事例、アドバイザーの意見等を踏まえて、位置、面積等を検討した。」

p308 表 8.6.3-3 環境保全措置の検討結果の整理（チュウヒ）

「保全区の整備」の「環境保全措置の効果」欄

「チュウヒが営巣地及び餌場として利用する環境が代償され、現在確認されている3つがいの営巣が期待される。」

p378 表 8.9.3-3 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の効果

「ヨシ原の再生を含む保全区の整備を行なうことにより、上位性の注目種であるチュウヒに代表される生息環境及び典型性の注目種であるカヤネズミ、セッカ、オオヨシキリに代表される生息環境が代償される。再生されたヨシ原は、上位性及び典型性の観点から縮小した規模以上に生物の生息環境の機能回復に寄与

できると考えられる。」

p380 (3)評価

「(前略) 木曾岬干拓地も以前はヨシ原が現在よりも広く分布し、これらの種(カヤネズミ・セッカ・オオヨシキリ)の生息環境としてより良好な状態にあったと推定される。また、上位性の注目種であるチュウヒからみても、餌生物の量も多く現在より良好な生息環境であったと推定される。前述したとおり、上位性の注目種であるチュウヒの営巣地及び餌場の一部が消失し、典型性の注目種の生息環境の規模が縮小すると予測されたが、ヨシ原の再生を含む保全区の整備を行うことにより、縮小した規模以上に上位性及び典型性の観点からの生物の生息環境としての機能回復が期待できると考えられる。

p310 (3)評価

「代償措置として干拓地の南側の保全区を整備し、営巣地及び餌場としての機能を高める措置を実施するとともに、事業実施区域の南端部に侵入防止用の柵を設置することから、現在確認されている3つがいの営巣が期待される。」

p377 表 8.9.3-2

右下枠「(前略) 河北潟の事例、アドバイザーの意見を踏まえ、位置、面積等を検討した。」

いずれも、代償措置の具体的な内容や、その根拠となる科学的データが全く示されていない。採食環境及び営巣環境について、チュウヒ3つがいがわずかに50haの保全区で繁殖できるといふ科学的根拠を示すべきである。

4) 調査データの信頼性が希薄である

p247 ねぐら調査の結果「平成14年12月15年1月2月の調査結果ではハイイロチュウヒがチュウヒの個体数を上回っている。15年2月ハイイロチュウヒ17個体、チュウヒ5個体(以下、略)」

あきらかに不自然。ハイイロチュウヒとチュウヒの識別能力に問題がある可能性が大きい。

p269 「ハイイロチュウヒの雌が多数確認された」

あきらかに不自然。ハイイロチュウヒの雌とチュウヒの雄を間違っている可能性が大きい。

p268 猛禽類の分布・特性、確認状況オオタカは「冬季に確認されているが、数個体程度であった。(以下、略)」

オオタカは夏季にも観察されている。

p 277 「図 8.6.1-15 陸生動物の重要な種確認状況(鳥類、カワイアイサ、ウズラ、クイナ、ヒクイナ)」

p297 「図 8.6.2-3 貴重な種（カワイアイサ、コアジサシ）と事業計画の重ね合わせ結果（以下、略）」

カワイアイサという種名は存在しない。

以上をはじめイカルチドリの記録など不自然な調査データとなっている。保全措置で一番重要としているチュウヒの識別にも問題があることが疑われるので、再度、信頼性のある調査をお願いしたい。このような調査データの信頼性は非常に薄いと言わざるを得ない。

以上